

監査公表第10号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、都市整備部に係る定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

平成31年 3月29日

敦賀市監査委員	安	久	彰
同	中	村	淳
同	山	崎	法子

平成30年度都市整備部に係る定期監査結果報告

1 監査の実施日

平成31年1月28日（月）

2 監査の対象

都市整備部

都市政策課、新幹線整備課、産業団地整備課（以下「各課等」という。）に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理状況

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、財務及び事務事業の執行管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

各課等における予算の執行及び事務処理は、おおむね適正に行われているものと認められたが、次の事項については、引続き必要な措置を講じられたい。

(1) 超過勤務手当の事務処理について

超過勤務処理簿及び実績報告書の誤った記載があり整合性が取れていないものがあつたため、実績を確認し、算出に遺漏のないよう留意していただきたい。

また、超過勤務の特に多い職員については、状況把握と健康管理に十分注意を払うとともに、過重労働とならないよう業務の配分に留意されたい。

(2) 業務委託について

適正な業務内容及び額で委託契約を行っているところであるが、委託の継続においては、状況に応じた適正な契約額となるよう毎年積算額の見直しに取り組んでいただきたい。

(3) 公の施設の指定管理について

指定管理については、利用状況の把握だけでなく、所管課において運営上の目標値を設定するとともに、安定的な施設運営ができるよう指定管理者の指導に努

めていただきたい。

(4) 市民への情報発信について

広報誌、ホームページ等を通じて事業の計画や進捗状況について市民への周知を図っているところであるが、特に計画、状況等の変更があったときは、迅速かつ積極的な情報発信に引続き努めていただきたい。